



〈目次〉			
蛍光管回収ボックス	1	五鹿山スキー場をご利用ください	5
不要なパソコンを無料回収	2	芭露スケートリンクをご利用ください	
屋根から落ちる雪や氷にご注意		第3次湧別町行政改革大綱(案) 意見募集	6
自動車急発進防止装置 費用助成	3	湧別町自治基本条例の一部改正(案) 意見募集	7
最低賃金の改定		地域の支え合い活動を考える学習会	8
償却資産の申告期限は1月31日です	4	牛に係る家畜人工授精に関する講習会	
保育所を開放します		高齢者福祉入所施設 空き状況	9
町ホームページ バナー広告募集		要介護認定高齢者の障害者控除	10

※新型コロナウイルス感染症の感染防止対策のため、掲載している行事等を中止または内容変更することがあります。

蛍光管回収ボックスをご利用ください

①住民税務課 住民生活G 2-5863

家庭から出る蛍光管などを町内の回収拠点に設置した回収ボックスで無料回収します。ゴミの減量化・再資源化のため、皆さまのご協力をお願いいたします。

回収できるもの	回収できないもの
<ul style="list-style-type: none"> ●水銀を含む蛍光管 (直管型・環型・電球型・コンパクト形) ●水銀体温計 ●水銀温度計 ●水銀血圧計 ●電池 	<ul style="list-style-type: none"> ●割れている蛍光管や40形(約122cm)以上の直管型蛍光管 ●白熱電球、LEDランプ ●蛍光管等を入れてきた袋や箱 ●電子式やアルコール式の体温計 ●自動車用・電動自動車などのバッテリー ●事業者が排出するもの

- 【利用方法】 ●回収場所に直接持ち込み、設置している回収ボックスに割れないように静かに入れてください。
- 割れているものや回収場所に持ち込めない場合は、これまでどおり「燃やさないゴミ」で出してください。
 - 回収ボックスで回収できる量には限りがありますので、量が多い場合は、数回に分けて持ち込みしてください。

【回収場所】 ●役場上湧別庁舎 ●役場湧別庁舎 ●文化センターTOM ●芭露畜産研修センター

担当課表記 ①=役場上湧別庁舎(上湧別屯田市街地) ②=役場湧別庁舎(栄町) G=グループ

家庭で不要になったパソコンを無料で回収しています

㊦住民税務課 住民生活G 2-5863

町は小型家電リサイクル法の認定事業者である「リネットジャパンリサイクル(株)」と協定を締結し、家庭で不要になったパソコンを宅配便で無料回収しています。利用方法は次のとおりです。

【利用方法】①リネットジャパン(株)へホームページまたは電話で申し込む。

②段ボール箱にパソコン等を入れる。

③宅配業者が希望日時に自宅へ回収に伺います。

【注意事項】●データはご自身で消去してください。無料消去ソフトを提供していますのでご利用ください。

●モニター、プリンタなどの周辺機器、その他の小型家電も一緒に回収できます。

●パソコンを含む段ボール1箱分(箱のサイズ:3辺の合計が140cm以内、重さ20kg以内)の回収料金が無料となります。

【申し込み先】●リネットジャパンリサイクル(株)ホームページ

<https://www.renet.jp> または「リネットジャパン」で検索してください。

●お問い合わせ専用窓口(午前10時~午後5時) TEL0570-085-800

●町ホームページ <https://www.town.yubetsu.lg.jp/administration/life/detail.html?content=809>

屋根から落ちる雪や氷にご注意!

㊦建設課 管理G 2-5869

道内では毎年冬になると、屋根に積もった雪や氷、つららが落ちて、歩行者がけがや死亡する事故が発生しています。

冬期間の通行を円滑にし、事故をなくすため、次のことにご注意ください。

- 屋根から雪が落ちるおそれがある沿道の住宅などは、雪止めを設置しましょう。
- 雪止めを設置している場合は、留め具などがさびたり破損したりしていないか必ず点検しましょう。破損などがあるときは、早めに直しておきましょう。
- 落氷雪は、気温がマイナス3度~プラス3度で発生しやすくなります。早めの除雪を心がけ、必ず複数人で行い歩行者や付近で遊んでいる子どもに十分注意しましょう。
- ビルの壁、窓枠、沿道に飛び出している看板等からの落氷雪は、少しの量であっても危険です。付着した氷雪は、早めに取り除きましょう。
- 軒下を通行するときは、屋根からの落氷雪に十分注意しましょう。
- 軒下や道路では、絶対に子どもたちを遊ばせないようにしましょう。
- 落氷雪があった場合は、負傷者がいないか確認し、歩行者等の通行の支障にならないように取り除きましょう。
- 交通事故、交通障害防止のため、屋根からの落氷雪や敷地内の雪は道路に出さないでください。

自動車急発進防止装置取付費用を助成しています

㊦住民税務課 住民生活G 2-5863

自動車のアクセルとブレーキの踏み間違いによる交通事故を未然に防ぐため、自動車への急発進防止装置の取付費用の一部を助成しています。

【対象者】 下記のすべてに該当する方

- 町内に住所を有し、申請時点で運転免許証を所有している65歳以上の方
- 取付業者に依頼して、自動車に急発進防止装置を取り付けた方
- 非営利で、自ら所有または使用している自動車に、急発進防止装置を取り付けた方
- 町民税およびその他の使用料等を滞納していない方（世帯員全員）
- 国などから同様の補助を受けていない方

【助成額】 急発進防止装置の取り付けに要した費用の2分の1に相当する額（百円未満切り捨て、限度額30,000円）を助成します。

【申請方法】 次の①～④を用意し、㊦住民税務課にて申請してください。

- ①有効期限内にある運転免許証の写し
- ②自動車検査証の写し
- ③急発進防止装置取付費用の内訳が明記されている見積書
- ④申請者の印鑑

【注 意】 自動車急発進防止装置の使用に伴い発生した事故および損害等について、町はその責任を負いません。

《急発進防止装置とは？》

停車時または徐行時にアクセルペダルが急激に踏み込まれたとき、エンジン出力を抑えるなどにより、急発進を防止する装置で国の承認を受けたもの。

最低賃金が改定されました

㊦商工観光課 商工観光G 2-5866

北海道最低賃金（地域別）が、令和3年10月1日より次のとおり改定されています。

これは、北海道内の事業場で働くすべての労働者（パートタイマー、アルバイト等を含む）およびその使用者に適用されます。

北海道最低賃金

時間額 **889** 円

- 精皆勤手当、通勤手当、家族手当、臨時に支払われる賃金および時間外等割増賃金は算入されません。
- 労働条件に2つ以上の最低賃金が含まれる場合には、高い額が適用されます。
- 派遣労働者は、その地域（産業）の最低賃金が適用されます。
- 特定産業（「処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業」「鉄鋼業」「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」「船舶製造・修理業、船体ブロック製造業」）の労働者には、別に定められている北海道の産業別最低賃金が適用されます。

償却資産等の申告期限は1月31日です

㊦住民税務課 税務G 2-5863

償却資産の所有者は、地方税法に基づき毎年1月1日現在の償却資産の状況を1月31日（月）までに申告する必要があります。忘れずに㊦住民税務課へ申告してください。申告の際には個人番号（マイナンバー）が分かるものと、運転免許証などの本人確認書類をお持ちください。

なお、対象となる方にはすでに申告書を送付していますが、新たに事業を開始された方や、対象なのにまだ申告書が届いていない方は、㊦住民税務課までご連絡ください。

保育所を開放します

㊧健康こども課 児童支援G 5-3765

次の日程で保育所を開放します。普段は見られない子どもたちが活動する様子をご覧ください。

【日 時】 1月25日（火）

●3歳以上児：午前10時～11時

●3歳未満児：開放はありません

【場 所】 芭露保育所（芭露）

【申 込】 事前申し込みは不要です。ご自由にお越しください。

【問い合わせ先】 芭露保育所 Tel 6-2026

町ホームページに掲載するバナー広告を募集します

㊨総務課 広報・自治会G 2-2112

町ホームページは、年間30万件を超えるアクセスがあります。町ホームページをお店のおすすめ商品・サービスのPRや、会社のイメージアップなどに活用してみませんか。

【掲載場所】 町ホームページの下層ページ

●暮らし・行政サイト（町民向けページ）トップページ：6枠

（<https://www.town.yubetsu.lg.jp/administration/>）

●観光・イベントサイト（観光客向けページ）トップページ：6枠

（<https://www.town.yubetsu.lg.jp/tourism/>）

【対象者】 自らのホームページをもつ民間事業者および団体

【掲載期間】 4月1日～令和5年3月31日のうち、1カ月以上

【掲載料】 1カ月3,000円

※複数月のお申し込みで、最大20%割引があります。

【申込締切日】 2月25日（金）

【申込方法】 詳しくは、右記の二次元バーコードから町ホームページをご覧ください。

<https://www.town.yubetsu.lg.jp/administration/town/detail.html?content=498>

【その他】 バナー広告のデザインと制作費は、申込者でご負担ください。

町で制作代行は行いません。



町ホームページ
バナー広告

五鹿山スキー場をご利用ください

教育委員会 社会教育課 社会教育G 5-3132

運動不足になりがちな冬期間の健康増進のため、五鹿山スキー場のご利用をお待ちしています。

【営業時間】 午前10時～午後9時

【営業期間】 3月20日（日）まで予定

【リフト料金】 ※税込み

リフト券	高校生以上	中学生以下
1回券	100円	50円
11回券	1,000円	500円
1日券（午後4時まで）	1,500円	750円
ナイター券（午後4時から）	750円	300円
シーズン券	15,000円	5,000円

【その他】 営業時間、期間、開設コースは、天候等により変更する場合があります。
電話または町ホームページにて状況をご確認ください。

◆クロスカントリースキー練習コース

五鹿山スキー場内のクロスカントリースキー練習コースは、積雪状況によりご利用できない場合がありますので、事前に五鹿山スキー場へお問い合わせください。

【練習コース】

レベル	距離	スタート地点	特徴
初級	約1.1 km	ロッジ南側	傾斜がゆるやかでスケータリング可能
中級	約2.1 km	駐車場東側	アップダウンなど変化に富むコース
上級	約3.2 km	駐車場東側	きついアップダウンあり

【開放時間】 午前9時～午後4時（夜間照明はありません。）

【問い合わせ先】 五鹿山スキー場 TEL 2-3111

芭露スケートリンクをご利用ください

教育委員会 社会教育課 社会教育G 5-3132

本格的なウインターシーズンを迎え、スケートリンクがオープンしています。お子さんから大人まで多くの方が利用できます。

【場 所】 芭露スケートリンク（芭露学園奥、旧芭露プール横）

【利用時間】 午前9時～午後9時（夜間照明完備）

【利用期間】 2月28日（月）までを予定

【使用料】 無料

【その他】 ●父母の方が観覧できるよう、暖房付の小屋があります。

●天候が悪く、利用できない場合は赤旗を立てます。

「第3次湧別町行政改革大綱(案)」についてパブリックコメント(意見募集)を実施します

㊦企画財政課 企画G 2-5862

町は、社会経済情勢の変化に対応した簡素で効率的な町政を推進するため、5年間を計画期間とする「第3次 湧別町行政改革大綱」を策定します。

つきましては、次のとおり皆さまからのご意見を募集します。

【募集案件】 第3次 湧別町行政改革大綱 (案)

【対象者】 ①町内に住所を有する方

②町内に事務所、事業所を有する個人、法人、その他の団体

③町内に所在する事務所、事業所に勤務する方

④町内に所在する学校に在学する方

⑤対象案件に利害関係を有する方

【資料の閲覧場所】 ㊦企画財政課、湧別庁舎（1階ロビー）、中湧別図書館、湧別図書館、町ホームページ
(<https://www.town.yubetsu.lg.jp/administration/town/news.html?news=87>)

【募集期間】 2月10日（木）まで

【提出方法】 指定様式に記入のうえ、持参、郵送、ファクス、電子メールのいずれかで提出してください。

①郵 送：〒099-6592 湧別町上湧別屯田市街地318番地

湧別町役場 企画財政課

②F A X：2-2511

③メー ル：kikaku@town.yubetsu.lg.jp

④直接持参：㊦企画財政課

【提出様式】 資料の閲覧場所に「パブリックコメント手続意見提出用紙」を備えています。また、町ホームページからダウンロードできます。

【留意事項】 ①ご意見等を提出する際は、氏名、住所および連絡先を必ず記載してください。

※提出された方の氏名、住所は公表しません。

②提出されたご意見等は、計画案に反映できるかどうかを考慮したうえで最終的な計画を決定します。

③提出されたご意見等は個別の回答を行わず、類似の意見をまとめ、町の考え方を後日公表します。

「湧別町自治基本条例の一部改正(案)」についてパブリックコメント(意見募集)を実施します

㊦企画財政課 企画G 2-5862

平成26年4月に施行した湧別町自治基本条例は、「まちの憲法」ともいわれ、本町における自治の基本的な考え方やルールが定められています。

条例では、4年を超えない期間ごとに点検・見直しを行うことと定めており、町民の代表により組織された自治推進委員会による点検・見直しを行った結果を踏まえ、「湧別町自治基本条例の一部改正(案)」を作成しました。

つきましては、次のとおり皆さまからのご意見を募集します。

【募集案件】 湧別町自治基本条例の一部改正(案)

【対象者】 ①町内に住所を有する方

②町内に事務所、事業所を有する個人、法人、その他の団体

③町内に所在する事務所、事業所に勤務する方

④町内に所在する学校に在学する方

⑤対象案件に利害関係を有する方

【資料の閲覧場所】 ㊦企画財政課、湧別庁舎(1階ロビー)、中湧別図書館、湧別図書館、町ホームページ
(<https://www.town.yubetsu.lg.jp/administration/town/news.html?news=327>)

【募集期間】 2月10日(木)まで

【提出方法】 指定様式に記入のうえ、持参、郵送、ファクス、電子メールのいずれかで提出してください。

①郵送：〒099-6592 湧別町上湧別屯田市街地318番地

湧別町役場 企画財政課

②FAX：2-2511

③メール：kikaku@town.yubetsu.lg.jp

④直接持参：㊦企画財政課

【提出様式】 資料の閲覧場所に「パブリックコメント手続意見提出用紙」を備えています。また、町ホームページからダウンロードできます。

【留意事項】 ①ご意見等を提出する際は、氏名、住所および連絡先を必ず記載してください。

※提出された方の氏名、住所は公表しません。

②提出されたご意見等を反映できるかどうかを考慮したうえで改正案を決定します。

③提出されたご意見等は個別の回答を行わず、類似の意見をまとめ、町の考え方を後日公表します。

「地域の支え合い活動を考える学習会」を開催します

㊟福祉課 高齢介護G 5-3761

「住み慣れた町で、地域で、我が家で、ずっと暮らし続けたい。」という思いは皆さん共通の願いです。支え合いで、自分らしく活躍できる「お互いさま」の地域であるために、そのヒントを他の地域の取り組みや手法を参考に、地域の皆さんと一緒に考えてみませんか。

- 【テーマ】「いま、求められる『傾聴』とは ～耳を傾けて聴く、『寄り添う』という支え合い活動～」
- 【講師】臨床宗教師 米本 智泉さん（注連山宝珠寺副住職）
- 【日時】2月15日（火）午後1時30分～3時
- 【場所】文化センターTOM 大ホール（中湧別中町）
- 【対象】どなたでも参加できます
- 【参加料】無料
- 【申込方法】下記まで事前に電話でお申し込みください。
- 【申込先】湧別町社会福祉協議会事務局 TEL 2-2197
- 【主催】湧別町社会福祉協議会（町生活支援体制整備事業受託者）
- 【その他】チューリップポイント対象事業です。チューリップカードをお持ちの方は、ご持参ください。

牛に係る家畜人工授精に関する講習会等を開催します

㊤農政課 農政G 2-5861

牛に係る家畜人工授精師を養成するための講習会・修業試験が、次のとおり開催されます。

- 【日程】講習会：5月9日（月）～6月2日（木）（日曜日を除く22日間）
修業試験：6月2日（木）、3日（金）
- 【場所】（一社）ジェネティクス北海道 十勝北見事業所内 繁殖技術研修センター
（上川郡清水町字御影南2線73番10）
- 【受講料】100,000円
- 【申込方法】3月7日（月）までに、開催要領をご覧のうえ下記申込先までお申し込みください。
開催要領および受講願書は（一社）ジェネティクス北海道のホームページ（<https://www.genetics-hokkaido.ne.jp/wp5/content/r4-ai-koshu/>）および㊤農政課に備えています。
- 【申込・問い合わせ】（一社）ジェネティクス北海道 生産技術部 TEL 011-242-9644
〒060-0004 札幌市中央区北4条西1丁目1 北農ビル

町内の高齢者福祉入所施設の空き状況

(湧)福祉課 高齢介護G 5-3761

12月20日現在の町内高齢者福祉入所施設の空き状況等は、次のとおりです（現在とは異なる場合があります）。待機者がいても、空床・室数に空きがある施設に入所できる場合がありますので、詳しくは各施設にお問い合わせください。

分類	事業所名	住所	電話番号	定員 ・ 室数	空床 ・ 空室	待機者		
						すぐに 入居を希望 する方	すぐに 入居を希望 しない方	合計
特別養護 老人ホーム ※1	湧別オホーツク園	東	5-3660	40人	0	15	18	33
	湧別オホーツク園 リラの杜 ※3			20人	0	1	2	3
	湖水の杜 ※3	芭露	4-5525	20人	0	1	2	3
	湧愛園	上湧別 屯田市街地	2-3151	40人	0	11	23	34
	湧愛園ちゅーりっぷ の里 ※3			20人	0	5	9	14
グループホーム ※2	上湧別館 ※3	中湧別北町	4-2070	18人	0	3	7	10
有料老人 ホーム	向日葵	中湧別東町	8-7725	52人	0	3	0	3
	リビングケア・ オリーブ	中湧別中町	4-1760	1人用 13室	0	1	3	4
高齢者 賃貸住宅	在宅支援型住宅 湖水の杜	芭露	4-5525	5人	0	6	0	6
				ケアハウス来夢 ※4	上湧別 屯田市街地	4-1100	1人用 24室	0
					夫婦用 3室	0	1	3

※1 入所するには原則要介護3～5の認定が必要な施設です。

※2 入所するには要介護認定が必要な施設です。

※3 地域密着型施設のため、湧別町民の方のみが入所できる施設です。

※4 日常生活で自立している方が入所できる施設です。（要介護者は入所できない場合があります。）

介護職員が不足しています

湧別福祉会（湧別オホーツク園）、上湧別福祉会（湧愛園）では介護職員を募集しています。

ご興味のある方は湧別福祉会（Tel5-3660）、上湧別福祉会（Tel2-3151）にお問い合わせください。

要介護認定高齢者の方が障害者控除を受けるには申請が必要です

☎ 福祉課 高齢介護 G 5-3761

次の基準を満たす要介護認定高齢者の方は、「障害者控除対象者認定書」を受け取ることができます。これは、確定申告や住民税の申告で税控除を受けるために必要な証明書です。毎年申請が必要ですので、忘れずに申請してください。

【対象者】 令和3年12月31日現在、介護保険法に基づく要介護認定を受けた65歳以上の方で、認定となった状態が調査等により下記対応表の「日常生活自立度判定基準」に該当する方。

なお、身体障害者手帳、療育手帳および精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方は、手続きは必要ありません。

ただし、手帳の障害区分では税控除区分の「障害者」に該当し、「日常生活自立度判定基準」では「特別障害者」に該当する方は、申請手続きが必要です。

		日常生活自立度判定基準 (介護保険認定調査結果)		各手帳所持者の障害区分
		認知症度	寝たきり度	
税控除区分	障害者	Ⅱ以上に該当	Aに該当	身体障害者手帳 3～6級 療育手帳 B区分 精神障害者保健福祉手帳 2～3級
	特別障害者	ⅣまたはMに該当	BまたはCに該当	身体障害者手帳 1～2級 療育手帳 A区分 精神障害者保健福祉手帳 1級

※この判断基準は、認知症高齢者または障害高齢者の「日常生活自立度判定基準」に基づきます。

【必要なもの】 認定者の印鑑

【申請先】 ☎ 福祉課、Ⓛ 住民税務課、中湧別出張所、芭露出張所

【問い合わせ先】

- 障害者控除対象者認定書について ☎ 福祉課 TEL 5-3761
- 確定申告、所得税について 紋別税務署 TEL 0158-23-2191
- 住民税の申告について Ⓛ 住民税務課 TEL 2-5863

発熱やせきなどの風邪症状で医療機関の受診を考えている方へ

発熱、せき、のどの痛み、頭痛、寒気、倦怠感など、
風邪の症状が見られるため医療機関を受診したい…



受診にあたっては、事前に症状等を電話でご相談ください

- ① かかりつけ医がいる方は、かかりつけ医にお電話を。
- ② かかりつけ医がない方は、
「北海道新型コロナウイルス感染症健康相談センター」にお電話を。

0800-222-0018 (フリーコール・24時間)